

# 「柿本人麻呂」の出自

佃 收

## 第1章 柿本人麻呂の出自の記録

### 1 「柿本人麻呂」の出自（従来説）

#### (1) 『群書類従』巻第二百八十三

『群書類従』「巻第二百八十三」に「柿本朝臣人麻呂勸文」がある。

そこには従来説が種々列挙されている。

それによると「柿本人麻呂」の出自は不明であるという。

○「柿本朝臣人麻呂」の出自について

■古今集序目録云。 父母不詳。

■三十六人伝云。 柿本人丸。先祖不見。

■万葉集目録云。 柿本人麿。檢国史無所見。

『群書類従』「巻第二百八十三」

(2) 『新撰姓氏録』の「柿本朝臣」

『新撰姓氏録』に「柿本朝臣」がある。

○ 『新撰姓氏録』「大和国皇別」

・ 柿下朝臣

大春日朝臣同祖。天足彦国押人命之後也。敏達天皇御世。依家門有柿樹。為柿本臣氏。

「柿本朝臣」は「天足彦国押人命之後也」とある。

また「大春日朝臣と同祖」であるという。

○ 『新撰姓氏録』「左京皇別下」

・ 大春日朝臣

出自孝昭天皇皇子天帶彦国押人命也。(中略)後改為春日臣。桓武天皇延暦二十年。賜大春日臣姓。

「大春日朝臣」は「孝昭天皇の皇子天帶彦国押人命より出る也」とある。

「孝昭天皇」は『古事記』『日本書紀』の「五代目」の天皇である。

○ 「柿本人麻呂」は大和の「孝昭天皇」の子孫ということになる。

(3) 近年の「柿本人麻呂」説

「柿本人麿」について『新版 世界人名辞典 日本編』(東京堂出版)は次のように記す。

柿本人麿(生没年不詳) 7世紀後半の宮廷歌人。伝記は不詳。持統・文武両天皇行幸の時の從駕の作や、皇族の死を悼む挽歌を作っており、また近江・筑紫・四国での詠歌や、石見国で詠んだ臨終の歌(巻2)などがあるから、おそらく下級官僚として中央に仕え、時には国司の任をおびて地方に使い、晩年は石見国の地方官としてその生涯を閉じたものであろう。没年はおそらく707年(慶雲4)年の石見地方に疫病がはやったときではないかといわれているが、いづれにせよ、その死はおそらくとも平城遷都以前であろう。長歌にすぐれ、構想雄大で気魄に充ちた作風。特に皇室をテーマとしたものは天地開闢から説き起し、記紀歌謡の諧調をもって表現した傑作で、絶品と賞賛されている。(中略) 山部赤人と共に万葉集中第一の大家(山柿)で、彼が「歌聖」(古今集序)とよばれる理由がここにある。(後略) 『新版世界人名辞典』(東京堂出版)

## 2 『日本書紀』の「天足彦国押人命」

これは『日本書紀』の誤りであろう。

### (1) 「天足彦国押人命」

『新撰姓氏録』に「柿本朝臣」は「天足彦国押人命之後也。」とある。

『日本書紀』にも「天足彦国押人命」が出てくる。

### ○ 『日本書紀』

・孝昭天皇(觀松彦香殖稻天皇(みまつひこかえしね) 觀松彦香殖稻天皇は大日本彦相友天皇(懿德天皇)の太子なり。母の皇后を天豊津媛と曰う。(中略) 妃、天足彦国押人命、日本足彦国押人天皇を生む。

『日本書紀』

「天足彦国押人命」は「孝昭天皇」の子であるという。

○ 『日本書紀』でも「柿本人麻呂」はやはり大和の「孝昭天皇」の子孫ということになる。

### (2) 「天足彦国押人」と「日本足彦国押人」

ところが『日本書紀』は「妃、天足彦国押人命、日本足彦国押人天皇を生む」とある。

「天足彦国押人命」と「日本足彦国押人」は兄弟である。しかし「名前」は二人とも「足彦国押人」で同じである。

## 3 『古事記』の「天押帯日子命」

### (1) 「天押帯日子命」

『古事記』は次のように記す。

### ○ 『古事記』

・孝昭天皇(御真津日子訶惠志泥命(みまつひこかえしね))

此の天皇、尾張連の祖、奥津余曾の妹、名は余曾多本毘売命を娶りて生む御子、天押帯日子命、次に大倭帯日子国押人命。

『古事記』

『古事記』は二人の兄弟を「天押帯日子命、大倭帯日子国押人命」と記す。「名前」は異なっている。『古事記』の方が「名前」を正確に伝えているのであろう。

### (2) 「天足彦国押人命」Ⅱ「天押帯日子命」

『新撰姓氏録』には「柿下朝臣」は「天足彦国押人命之後也」と記す。「名前」に「天つ(天の)」が付いている。

『古事記』は「天押帯日子命」と「大倭帯日子国押人命」と記す。二人の名前には「天つ(天の)」と「大倭(やま

と)の「が付いている。

「天」が付いている方が『新撰姓氏録』の「天足彦国押人命之後也」であろう。『新撰姓氏録』の「天足彦国押人命」は『古事記』の「天押带日子命」であろう。

□「柿本人麻呂」の先祖は「天押带日子命」であろう。

■『新撰姓氏録』は間違っている『日本書紀』の方を採用している。

## 第2章 「柿本人麻呂」の先祖 (佃説)

### 1 「柿本人麻呂」の先祖 (1)

(1) 「柿本人麻呂」の先祖「天つ押带日子命」

『新撰姓氏録』は柿本人麻呂の先祖について「天足彦国押人命之後也」と記す。

『古事記』から「天の足彦国押人命」は「天つ押带日子命」であることが判明する。

「天つ (天の)」は「天孫降臨」した「倭人 (天氏)」であろう。

(2) 「小野妹子」の先祖

『新撰姓氏録』「左京皇别下」に「小野朝臣」についての記述がある。

○小野朝臣

大春日朝臣同祖。(中略)大徳小野臣妹子。家于近江国滋賀郡小野村。因以為氏。日本紀合。

『新撰姓氏録』

「小野朝臣」は「大春日朝臣と同祖」とある。「柿本朝臣」と同祖である。

「小野朝臣」には「大徳小野臣妹子」が出てくる。「隋」へ朝貢した人物である。

「大徳」は「阿毎王権」の称号である。「大徳小野臣妹子」は「阿毎王権」の臣下である。

「柿本朝臣」も「小野朝臣」と同祖であるから「柿本朝臣」の先祖も「阿毎王権」ということになる。

『新撰姓氏録』に「家于近江国滋賀郡小野村。因以為氏。日本紀合」とあるのは誤りである。

重要なことが判明した。

□「柿下朝臣」「小野朝臣」は同祖であり、「阿毎王権」である。(佃説)

- 「柿下朝臣」は大和の「孝昭天皇」の子孫ではない。
- 「柿本朝臣」は「九州」の「阿每王権（天つ物部氏）」である。

## 2 「柿本人麻呂」の先祖(2)

### (1) 「敏達天皇」

『新撰姓氏録』は「柿下朝臣」について次のように記す。

・柿下朝臣

大春日朝臣同祖。天足彦国押人命之後也。敏達天皇御世。依家門有柿樹。為柿本臣氏。 『新撰姓氏録』

「敏達天皇の御世」とある。

「敏達天皇」は「阿每王権」の「十四世大市御狩連公（敏達（阿每））」である。

○阿每王権の天皇と年号

■十三世物部尾興 貴楽 552年～569年

初代

■十四世大市御狩連公 金光 570年～575年

二代目

（敏達（阿每）） 賢棲 576年～580年

鏡常 581年～584年  
 勝照 585年～588年  
 三代目

（押坂彦人大兄） 端政 589年～593年  
 （多利思比孤） 告貴 594年～600年

願転 601年～604年  
 光元 605年～610年

「十四世大市御狩連公」の在位は「570年～584年」である。

□「柿本人麻呂」の先祖は「阿每王権」である。

■「阿每王権」は「隋書」の「倭国」である。

■「阿每王権」の本拠地は筑前の「鞍手郡」である。

■「柿本人麻呂」は「鞍手郡」の出自である。（佃説）

## 3 「柿本人麻呂」の誕生

### (1) 「柿本人麻呂」の誕生時期

「柿本人麻呂」の先祖は「天押帯日子命」である。

「柿本氏」の姓は「敏達天皇（十四世大市御狩連公）」の  
 時（570年～584年）に誕生している。

「柿本人麻呂」が誕生するのは「570年～584年」より後である。

□「柿本人麻呂」が誕生するのは「570年～584年」より以降である。

## (2) 「天押帯日子命」

「柿本人麻呂」の先祖は「天押帯日子命」である。「柿本人」が誕生するのは「570年～584年」以降である。

「阿每王権」の「十五世物部大人連公」は「押坂彦人大兄」である。「天押帯日子命」と同じ「押」が付いている。

「天押帯日子命」の「帯日子」は「十五世物部大人連公」の「多利思比孤」ではないだろうか。「帯(たらし)」≡「多利思(たりし)」であろう。

「柿本人麻呂の先祖」である「天押帯日子命」は「十五世物部大人連公」であろう。「十五世物部大人連公」は「押坂彦人大兄」であり、また「多利思比孤」である。「古事記」の「天押帯日子命」は「押坂彦人大兄」と「多利思比孤」を合成した名前であろう。

□「天押帯日子命」は「十五世物部大人連公」であり、

「押坂彦人大兄」であり、「多利思比孤」である。(個説)

■「柿本人麻呂の先祖」は「阿每王権」の「十五世物

部大人連公」であり、「阿每王権」の「天皇」である。

■「十五世物部大人連公(多利思比孤)」の在位は「585年～610年」である。

## (3) 考察

『日本書紀』は「十五世物部大人連公」を「天足彦国押人」と記す。

「十五世物部大人連公」は「押坂彦人大兄」であり、「多利思比孤」であるからであろう。

「多利思比孤(たりしひこ)」は「足≡帯(たらし)」と解釈されたのであろう。「景行天皇」は「大足(たらし)忍代別天皇」であり、「成務天皇」は「稚足(たらし)彦(ひこ)天皇」である。「足彦(たらしひこ)」である。

『古事記』『日本書紀』には「足≡帯(たらし)日子(彦)」が大勢登場する。そのため「多利思比孤(たりしひこ)」は「足≡帯(たらし)ひこ」と解釈されたのであろう。

○『古事記』『日本書紀』は「多利思比孤(たりしひこ)」を「帯(足)(たらし)」と解釈しているのであろう。

□「柿本人麻呂」の先祖は「多利思比孤」である。(個説)

■「多利思比孤」は『隋書』『倭国伝』に出てくる「日出処の天子」である。

■「柿本人麻呂」は「倭国（阿每王権）」の「天子（天皇）」の子孫である。（佃説）

### 第3章 「柿本人麻呂」の死去

#### 1 「柿本人麻呂」の死亡時期

##### (1) 「柿本人麻呂」の終末期

『群書類従』「卷第二百八十三」に「柿本朝臣人麻呂勸文」がある。そこには次のような記述がある。

○「柿本朝臣人麻呂勸文」

又藤原宮御代。人丸死去之條。第二卷前後。全無相違。不可有疑。然者考萬葉一部。人丸歌中。無載慶雲以後之年号。又元明以後御代。敢無人丸之作歌。

『群書類従』「卷第二百八十三」

要約すると次のようになる。

- 「柿本人麻呂」は「藤原京」の時代に死去している。
- 「柿本人麻呂」の歌は「慶雲年号」以後は無い。
- 「元明天皇」以後の時代の歌もない。

○「柿本人麻呂」の終末

■「藤原京の時代」は「694年12月～710年」である。

■「慶雲年号」は「704年～707年」である。

■「元明天皇」の在位は「707年～714年」である。

□「柿本人麻呂」は「707年」頃死去したのであろう。

(2) 『万葉集』から「柿本人麻呂」の死亡時期を探る

「柿本人麻呂」の死亡時期を『万葉集』から探ってみよう。

『万葉集』「卷一」「卷二」は「年代順」になっている。

「卷二」の「挽歌」の「柿本人麻呂」の歌を見てみよう。

○「卷二」の「柿本人麻呂」の「挽歌」

■（199番）高市皇子尊の城上の殯宮の時、柿本朝臣人麿の作る歌

■（207番）柿本朝臣人麿、妻死の後、泣き、血哀慟して作る歌

■（220番）讃岐の狭岑島に、石の中の死人を視て、柿本朝臣人麿の作る歌

■（224番）柿本朝臣人麿の死し時、妻依羅娘子の作る歌

(199番)の歌は「高市皇子尊」となっているが「高市天皇」である。(佃説)

「高市天皇」が死去するのは「696年」である。

(224番)は「柿本人麻呂」が死去した時、「妻」が詠んだ歌である。

(227番)で「挽歌」は終わる。

次に「寧楽(なら)宮」が来る。「平城京」の時代である。「710年」以降になる。

したがって「柿本人麻呂」の死はやはり「707年」頃であろう。

## 第4章 阿每王権と天武王権

### 1 「阿每王権」

(1) 「阿每王権」の天皇と年号

「阿每王権」の天皇と年号は次のようになっている(66号)。

○阿每王権の天皇(天子)と年号

■十三世物部尾興 貴楽 552年～569年

初代

■十四世大市御狩連公 金光 570年～575年

二代目

(敏達(阿每)) 賢棲 576年～580年

鏡常 581年～584年

■十五世物部大人連公 勝照 585年～588年

三代目

(多利思比孤) 端政 589年～593年

(押坂彦人大兄) 告貴 594年～600年

願転 601年～604年

光元 605年～610年

■十六世物部耳連公 定居 611年～616年

四代目

(茅渟王) 倭京 617年～622年

節中 623年～627年

「阿每王権」は「627年」に終わる。

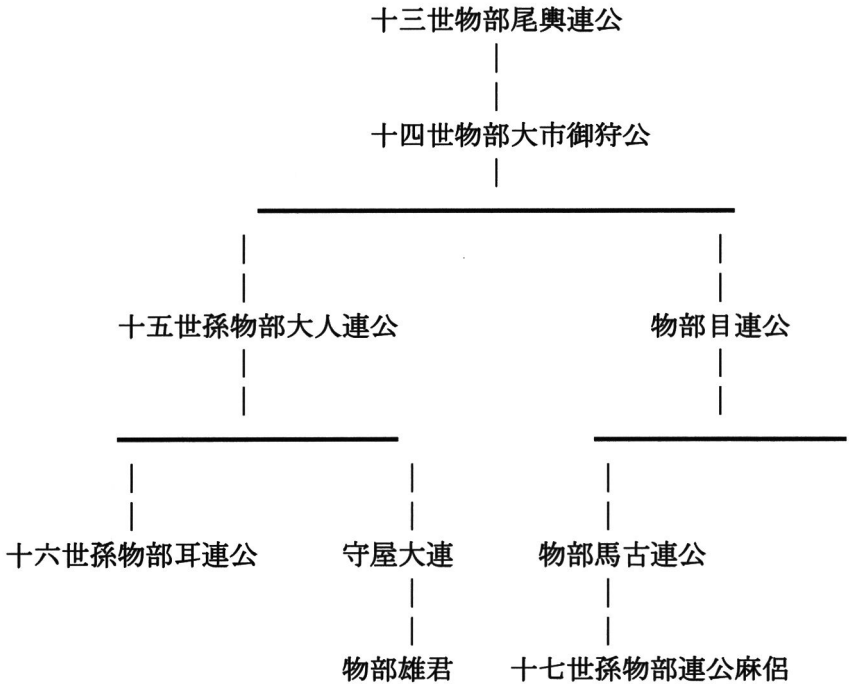
(2) 「阿每王権」の系図

「阿每王権」の系図は次の通りである(66号)。

図1 阿每王権の系図



○阿毎王権の系図



□「阿毎王権」は「十六世孫物部耳連公」の時（627年）に終わる。

図1 阿毎王権の系図

□「阿每王権」は「十六世孫物部耳連公」の時（627年）に終わる。

(3) 「阿每王権」と「天武王権」

『先代旧事本紀』（以下「旧事本紀」と略）は阿每王権の「十五世・十六世・十七世」について次のように記す。

■十五世孫物部大人連公 御狩大連の子なり

弟物部目連公 大貞連等の祖

孫内大紫冠物部雄君連公 守屋大連の子

此連公は飛鳥浄御原宮御宇天皇の御世に氏上内紫冠位を賜る。

■十六世孫物部耳連公 今木連等の祖 大人連公の子なり

孫物部馬古連公 目大連公の子なり

■十七世孫物部連公麻侶 馬古連公の子

此連公は浄御原朝の御世に天下の萬姓を八色に改定した日に連公を改めて物部朝臣の姓を賜る。同朝の御世に改めて石上朝臣の姓を賜る。『旧事本紀』

十五世孫物部大人連公の孫である物部雄君は「壬申の乱」の功績により天武天皇より「内紫冠」を賜るとある。

「阿每王権」の「十五世孫物部大人連公」の孫は「天武

王権」の支配下に入っている。

「十七世の物部連公麻侶」は浄御原朝の御世（天武天皇の時代）に「天下の萬姓を八色に改定した日」に「物部朝臣」の姓を賜るとある。

天武天皇は「（天武）十三年（684年）」に「八色の姓」を制定する。

（天武）十三年（684年）九月、詔して曰く、「更に諸氏の族姓を改めて八色の姓を作り、以て天下の萬姓を混ぜる。一に曰う、真人。二に曰う、朝臣。三に曰う、宿禰。四に曰う、忌寸。五に曰う、道師。六に曰う、臣。七に曰う、連。八に曰う、稻置。」という。

『日本書紀』

「天下の萬姓を混ぜる」とある。古来、種々の王権が設定してきた称号（姓）を統一している。十七世の物部連公麻侶は「朝臣」という二番目に高い姓を賜っている。

「天武天皇」から「朝臣」の姓を賜るということは「十七世物部連公麻侶」は天武天皇の臣下である。「十七世物部連公麻侶」は阿每王権の天皇である。阿每王権の天皇が天武天皇の臣下になっている。

□「阿每王権」の「十七世物部連公麻侶」は「天武王権」の支配下に入っている。

(4) 「阿每王権」の終焉

「阿每王権」の系図を見ると王統は「十五世」からその子の「十六世」に引き継がれている。

ところが「十七世」は王統が異なる。しかも「十七世」は「天武王権」の支配下に入っている。

「627年」に「十六世」の「阿每王権」は「天武王権」に「王権」を剥奪されていることがわかる。

□「阿每王権」は「十六世」の「627年」に、「天武王権」により「王権」を剥奪される。

2 「天武王権」の樹立

(1) 「阿每王権」の終焉

「阿每王権」の年号は「節中（623年～627年）」年号の「627年」に終わる。「阿每王権」の最後である。

□「阿每王権」は「十六世」の「627年」に終わる。

(2) 「天武王権」の始まり

「天武王権」の「天皇」と「年号」は次のようになってくる。

○「天武王権」の天皇と年号

■ 僧要	635年～639年	初代	天武天皇の父
■ 命長	640年～646年		
■ 常色	647年～651年		
■ 白雉	652年～660年		
■ 白鳳	661年～683年	二代目	天武天皇
■ 朱雀	684年～685年		

○「天武王権」は「僧要（635年～639年）」年号から始まる。

□「天武王権」を樹立したのは「天武天皇の父」である。

■「635年」に「天武天皇の父」は「王権」を樹立して「天子」となり、「僧要」年号を建てている。

(3) 「阿每王権」の終焉と「天武天皇の祖父」

「阿每王権」から「王権」を剥奪したのは「天武天皇の祖父」であろう。「阿每王権」は「627年」に「王権」を剥奪される。

「天武天皇の父」が「天武王権」を樹立するのは「僧要（635年～639年）」年号の「635年」である。

「天武天皇の父」の在位は「635年～660年」である。在位期間は「25年」である。

「天武天皇」の在位も「661年〜686年」の「25年」である。「一代」の在位は「20年〜25年」くらいであろう。

「阿每王権」が終焉するのは「627年」である。「天武天皇の父」が終焉させたとすると在位は「8年+25年=33年」になる。「一代の在位」が長くなりすぎる。

「阿每王権」から「王権」を剥奪したのは「天武天皇の祖父」であると考えるべきであろう。

□「627年」に「天武天皇の祖父」は「阿每王権」の

「王権」を剥奪する。

しかし、「天武王権」を樹立することはしなかった。

「年号」を建てていない。

「天武王権」を樹立したのは次の「天武天皇の父」である。

### 3 「天武王権」の確立

#### (1) 「阿每王権」の土地の献上

『日本書紀』の「孝徳」大化二年（646年）月」条に次のような記述がある。「皇太子招請文」と言われている。

（孝徳）大化二年（646年）三月壬午（二十日）、皇太子、使いを使わして奏請して曰く、「昔在る天皇

等の世は天下を混齊（まざり、ととのえる）して治める。今に逮及（および）、分離して業を失う（国の業を謂う也）。天皇我が皇（きみ）、萬民を牧（やしな）う可き運に属（つ）き天も人も合い応（こた）えて厭（そ）の政（まつりごと）は惟（これ）新しい。（中略）現為明神御八嶋国天皇、臣に問うて曰く、『其の群臣・連及び伴造・国造の所有の、昔在る天皇の日に置く所の子代入部、皇子等の私有の御名入部、皇祖父の御名入部（彦人大兄を謂う也）、及び其の屯倉は猶（なお）古代の如くして置くや不（いな）や。』という。臣、即ち恭（つつし）みて詔する所を承りて答え奉りて曰く、『天に双（ふた）つの日無し。国に二王無し。是故に、天下を兼ね併せて萬民を使う可きは唯天皇のみ。別に入部及び所封せる民を以て仕丁に簡（えら）び充（あて）ることは前の処分に従う。自餘（以外）は私に駟役（くえき）人を追いたてて使うを恐れる。故、入部五百二十四口・屯倉一百八十一所を献（けん）じる。』ともうす』という。 『日本書紀』

「孝徳紀」であるから天皇は「孝徳天皇」であり、「皇太子」は中大兄皇子（天智天皇）であるといわれている。しかし孝徳天皇は「豊王権」であり、中大兄皇子（天智天皇）は「上宮王権」である。王権が異なる（65号）。従来の解釈は誤りである。

「646年」であるから「天皇」は「天武天皇の父」であり、「皇太子」は「天武天皇」である。

「昔在る天皇の日に置く所の子代入部、皇子等の私有の御名入部、皇祖大兄の御名入部（彦人大兄を謂う也）」とある。

「彦人大兄」は阿毎王権の「十五世物部大人連公」であり、「隋書」に出てくる「多利思比孤」である（前述、64号）。

「阿毎王権の領土」のことである。「昔在る天皇」とは阿毎王権の天皇である。

阿毎王権の天皇である「十五世物部大人連公（彦人大兄）」の「御名入部」を含む「入部五百二十四口・屯倉一百八十一所」を献上している。「阿毎王権」が所有していた領土（入部、屯倉）を「天武王権」に献上している。

「大化二年（646年）三月」であるから「635年」に「天武王権」を樹立してから「10年後」のことである。それまで「領土」は「阿毎王権」が持っていたことがわかる。

ここに「天に双（ふた）つの日無し。国に二王無し。是故に、天下を兼ね併せて萬民を使う可きは唯天皇のみ。」とある。「646年」に「阿毎王権」は完全に「天武王権」の支配下にあることを認めたのである。

#### 4 「阿毎王権」と「天武王権」の関係

##### (1) 「天火明命」の天孫降臨

「天火明命」の天孫降臨について『旧事本紀』は概略次のように記す。

（注）「天照国照彦天火明櫛玉饒速日」に「櫛玉饒速日」が付いているのは誤りである（63号）。「天火明命」である。

天照大神は正哉吾勝勝速日天押穗耳尊を天降りさせようとしていたとき天照国照彦天火明（櫛玉饒速日）尊が生まれる。そこで天照国照彦天火明（櫛玉饒速日）尊を降臨させる。このとき三十二人が護衛として付けられる。その人々も天氏（倭人（天氏））である。名前に皆「天」が付いている。これらの人々にはさらに従者が付く。それが物部氏である。

○五部の人を副（そ）えて従と為し天降り仕え奉（たてまつ）る。

- ・物部造等の祖 天津麻良
- ・笠縫部等の祖 天曾蘇
- ・為奈部等の祖 天津赤占
- ・十市部首等の祖 富々侶
- ・筑紫弦田物部等の祖 天津赤星

○五部の造を伴領と為し天つ物部を率いて天降り仕え

奉る。

・ 二田造

・ 大庭造

・ 舎人造

・ 勇蘇造

・ 坂戸造

○天つ物部等二十五部人。同じ兵仗を帯びて天降り仕え奉る。

二田物部・当麻物部・芹田物部・鳥見物部・(中略)・赤間物部・(中略)・筑紫間物部・播磨物部・筑紫贄田物部  
『旧事本紀』(概略)

阿毎王権の本拠地は鞍手郡である。「天つ物部等二十五部人」の中に「二田物部」が居る。「二田物部」は鞍手郡の「二田」に住み着いている。阿毎王権の本拠地である(63号)。「赤間物部」は「宗像市赤間」に住み着いている。「筑紫間物部」は「(雄略)十八年(474年)」条に登場する「筑紫間物部大斧手」の祖先であろう。「聞(きく)」は「企救(きく)」であり、『和名抄』の「豊前国企救郡」であろう。今の北九州市小倉区あたりである。「筑紫間物部」は「北九州市」に住み着いている(63号)。

このように物部氏は北九州に渡来している。これらの物部氏が「阿毎王権」を樹立したのである(63号、復元⑥参照)。物部氏は天孫降臨する「天氏(天火明命)」を護衛する

従者である。「天武王権」と「阿毎王権(物部氏)」の主従関係は次のようになる。  
図2 天火明命と物部氏の関係

○天火明命と物部氏の主従関係 (『旧事本紀』より)

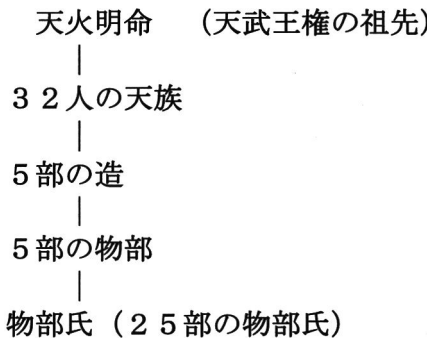


図2 天火明命と物部氏の関係

阿毎王権の制度をそのまま踏襲している。

「天火明命」は従者の物部氏から見ると雲上人である。「天火明命」は「王」であり、「物部氏」は従者の、その又従者である。

天武王権は「天氏（天火明命）≡倭人（天氏）」である。天武王権は天孫降臨した「天火明命（天照国照彦天火明尊）」の子孫であろう。

『古事記』に「高木神の女（娘）に御合いして生まれた子、天火明命。次に邇邇藝命。二柱なり。」とある。邇邇藝命は筑紫の日向に天孫降臨する（33号、復元①）。「天火明命」は北九州に天孫降臨している。「天火明命」は天武天皇の祖先であろう。天武天皇の先祖であるから宗像に降臨しているのであろう。

阿毎王権は天氏の従者であるから天氏を支配するようなことはできないであろう。それが「天孫降臨」以来の天氏と物部氏の関係である。

しかし「天つ物部氏」は北部九州に王権を樹立する。このときは「天氏」を特別な存在として認めていたのであろう。ところが「天武天皇の祖父」の代になって天氏は急に政治に関心を持つようになったのであろう。「天武天皇の祖父」は「王位」に即くことを望んだ。阿毎王権では当然混乱が起きる。しかし「天氏と物部氏」の主従関係はこの時代まで生きているのであろう。阿毎王権は仕方なく「天武天皇の祖父」に「王権」を譲ったのではないだろうか。

こうして「天武王権」が樹立する。そのため冠位制度は

□「天武王権」は「阿毎王権」の上に君臨した王権である。（佃説）

□「646年」に「天武王権」は「阿毎王権」から領土を取り上げる。

これ以降、完全に「天武王権」の世になる。

## 第5章 「壬申の乱」

### 1 百済からの亡命

(1) 百済からの亡命者

「660年」に百済は唐と新羅の連合軍に敗れる。

百済は再起をかけて「唐」と戦う。しかし「663年8月」の「白村江の戦い」で再度敗れる。

敗北した「百済」の人々は日本へ逃げてくる。

九月、百済の州柔城は始めて唐に降る。是時、國人相謂いて曰く、「州柔は降る。事奈何（いかに）」ということ无（な）し。百済の名は今日に絶える。（中略）」

という。遂に本より枕服岐城に在る妻子等に教えて國を去る心を知らしむ。牟弓を發途す。弓禮に至る。日本の船師及び佐平余自信・達率木素貴子・谷那晋首・憶禮福留、並びに国民等、弓禮城に至る。明日、船を發し、始めて日本へ向かう。『日本書紀』

「663年」に日本（筑紫）へ亡命してきた佐平余自信や佐平鬼室集斯等「男女七百餘人」は「669年」に近江の蒲生に移される。

（天智）八年（669年）、是歲、佐平餘自信・佐平鬼室集斯等、男女七百餘人を以て近江国蒲生郡に遷し居（お）く。『日本書紀』

「天智紀」であるが、これらは「天武天皇」である。天武天皇は百済の亡命者を筑紫から「近江の蒲生郡」に移している。

□「近江の蒲生」は「天武天皇」の領土であることがわかる。（復元⑦参照）

「百済王善光」は「664年」に難波に住処が与えられる。

（天智）三年（664年）三月、百済王善光王等を以て難波に居（お）らしむ。『日本書紀』

「665年2月」には百済の亡命者四百餘人を「近江の神埼郡」へ移す。

（天智）四年（665年）二月、百済の百姓男女四百餘人を以て近江国神前郡に居（お）らしむ。『日本書紀』

「666年」には百済の亡命者男女二千人を東国に住まわせる。

（天智）五年（666年）、是冬、百済の男女二千餘人を以て東国に居（お）らしむ。『日本書紀』

「二千餘人」という大勢の人々を「東国（伊賀・美濃・尾張等）」に住まわしている。

このように百済からの亡命者を「東国」や「近江」に住まわしている。すべて「天武天皇」である。亡命者には土地が与えられる。百済の亡命者等は天武天皇に感謝し、また恩を感じていたであろう。



(2) 「百済救援」と不破

「660年」に百済が滅亡し、再興を計る「鬼室福信」は「天武王権（天武天皇の父）」へ救援を要請する。

（斉明）六年（660年）十月、百済の佐平鬼室福信は佐平貴智等を遣わし、来たり唐の俘一百餘人を献じ、今、美濃国の不破・片縣の二郡の唐人等なり。又師を乞い救いを請う。  
『日本書紀』

「天武天皇の父」は百済が献上した唐の捕虜「二百餘人」を「美濃国の不破・片縣の二郡」に住まわせている。

(3) 「壬申の乱」の真相（佃説）

「671年12月」に「天智天皇」が死去する。

「天智王権」を伐つチャンスが到来した。

「天武天皇」は「672年6月」に兵を挙げる。「壬申の乱」の始まりである。

「東国」「近江の蒲生・神埼」「美濃国の不破」には「天武天皇の父」「天武天皇」が土地を与えて住まわせた「百済」からの亡命者や「唐」の捕虜が住んでいる。

彼らは「天武王権」に感謝している。

天武天皇は彼らの力を利用する。

（天武）元年（672年）六月二十二日、村国連男依・

和珥部臣君手・身毛君広に詔して曰く、「今聞く、近江朝庭の臣等は朕の為に害を謀る。是を以て汝等三人は急いで美濃国に往き安八磨郡の湯沐令多臣品治に告げて機要（重要な事柄）を宣（の）べ示し、而して先ずその郡の兵を發せよ。仍りて国司等に経（ふれ）て諸軍を差し發して急いで不破の道を塞げ。朕は今發路せむ。」という。  
『日本書紀』

「今聞く、近江朝庭の臣等は朕の為に害を謀る」とあるのは口実である。

「天武天皇」はチャンス到来を見逃さずに準備を十分にしておき、「天智王権」を伐つために出発する。

「美濃国」へ挙兵を命じている。また「不破の道を塞げ」と命じている。皆「天武王権」から土地を与えられた人々である。反対する人は居ないであろう。

「壬申の乱」のルートは「東国」から迂回して「近江の蒲生や神埼」を通り、「瀬田」から「大友皇子」の「大津宮」を攻めている。すべて「天武王権」が百済からの亡命者を住まわせた地域を通って「大友皇子」の軍と戦っている。

□ 「壬申の乱」は「天武天皇」が「天智王権」を討った覇権争いである。（佃説）

■ 「671年12月」に「天智天皇」が死去する。

■ 「東国」「近江の蒲生・神埼」「美濃国の不破」に挙

兵の準備をさせる。

■「672年6月」、「天武天皇」は「天智王権」を討つために挙兵する。

□「壬申の乱」は「天武天皇」が用意周到な準備をして

「天智王権」を伐った事件である。(佃説)

■「壬申の乱」に勝利して「天武天皇」は日本列島を統一する。

■「天智王権（上宮王権）」は亡びる。

## 2 改竄された『日本書紀』

### (1) 『日本書紀』の「壬申の乱」

「720年」に成立したのは『日本紀』である。「天武天皇」が命じて作らせたから『日本紀』は「天武王権」の史書である。

ところが「724年」に「聖武天皇」は「長屋親王」を自害させる。「天武王権」は滅びる。(佃説)

「770年」に「天智天皇」の孫である「光仁天皇」が即位する。

「光仁天皇」は、今は「天智王権」の世である。『日本紀』は今の世に相応しくない。そこで『日本紀』を改竄して「天智王権」の史書として『日本書紀』を作る。

○『日本紀』、『日本書紀』、『続日本紀』の成立(佃説)

■『日本紀』の成立 720年

■『日本書紀』の成立 775年～791年

■『続日本紀』の成立 797年

『日本書紀』では「天武王権」を抹殺している。「天武天皇」を「天智天皇」の弟にしている。「高市天皇」は即位していないことにして、「天武天皇」の次は「持統天皇」が即位したと捏造している。(佃説)

したがって、『日本書紀』の「壬申の乱」は「天智天皇」の弟の「天武天皇」と息子の「大友皇子」の戦いになっている。

### (2) 「天武天皇」と「壬申の乱」

「壬申の乱」は「天武天皇」が「天智王権」を滅ぼした覇権争いである。

その証拠は『日本書紀』「卷二十八」を見れば明らかである。「卷二十八」は「壬申の乱」のみの記述である。『日本書紀』では「天智天皇」の弟(天武天皇)と息子の「大友皇子」の戦いである。したがって「卷二十八」では「天皇」は空位である。

ところが「卷二十八」には「天皇」が「37回」、「朕」が「6回」も出てくる。すべて「天武天皇」である。(佃説)

「光仁天皇」が『日本紀』を『日本書紀』に改竄したときのミスである。ずさんな改竄をしていることがわかる。

「壬申の乱」の時、「天武天皇」はずでに「天皇」になっている。「661年7月」に「天武天皇の父」が「朝倉宮」で死去すると「天武天皇」は直ちに即位して「白鳳」年号を建てている。

「壬申の乱」は「672年」である。「天武天皇」が即位して「11年目」である。

□従来は、これを見抜くことができずにすべて『日本書紀』の記述を史実としてきた。

■今の「日本史」は改竄された偽りの「歴史」をそのまま「日本の歴史」にしている。

■今の「日本史」は大きく狂っている。

### 3 「壬申の乱」と「高市皇子」

#### (1) 「壬申の乱」の「天武天皇」と「高市皇子」

『日本書紀』では、「壬申の乱」の時、「天武天皇」は「高市皇子」に次のように言う。

(天武)天皇、高市皇子に謂いて曰く、「其れ近江朝には、左右大臣、及び智謀の群臣、共に議(はかりご

と)を定む。今、朕、ともに事を計る者無し。唯幼少の孺子有るのみ。如何にかせむ。」という。

(高市)皇子、臂(ひじ)を攘(はら)い案劍して(劍のつかに手を置いて)奏して言う、「近江の群臣、多いと雖も、何ぞ敢えて天皇の靈に逆らうや。天皇独りと雖も、臣高市、神祇の靈を頼みて、天皇の命を請う。諸將を引率して征伐せむ。豈距(ふせぐ)こと有らむや」という。

爰(ここ)に天皇、誉めて、手を携(と)りて背を撫(な)でて曰く、「慎め、怠るべからず」という。因りて鞍馬を賜いて、悉く軍事を授けたまう。

『日本書紀』

□「天武天皇」は「高市皇子」を信用して「悉く軍事を授けたまう」とある。「壬申の乱」の戦いを「高市皇子」に任せている。

「高市皇子」への信頼が大きかったことがわかる。

#### (2) 「高市皇子」の年齢

「壬申の乱」の時の「高市皇子」の年齢は「何歳」だったのだろうか。

『公卿補任』に高市皇子の死亡時の年齢がある。

○持統天皇御世 治十年 元年丁亥

■太政大臣 淨広一 高市皇子

四年七月五日任太政大臣。(年三十七)。

十年七月十三日薨。(年四十二。或四十三。在官七年)

天武天皇第三息。母胸形君德善女。尼子娘也。

『公卿補任』

「十年七月十三日薨」とある。『日本書紀』の「(持統)

十年」のことである。このときの年齢は42才、あるいは43才であるという。

『日本書紀』は高市皇子の死去を次のように記す。

(持統) 十年(696年) 七月、後皇子尊、薨る。

『日本書紀』

「後皇子尊」は高市皇子である。

「高市皇子」は「696年7月」に「42才、或いは43才」で死去している。高市皇子が生まれるのは「696年142才(43才)+1」=「655年(654年)」である。

死亡時の年齢を「42才」とすると高市皇子の生涯は次のようになる。

○高市皇子の生涯

■655年 生まれる 1才

■661年 天武天皇即位 7才

■672年 壬申の乱 18才

■686年 天武天皇崩 32才

■694年 藤原京遷都 40才

■696年 高市天皇崩 42才

「高市皇子」は「655年」に生まれている。「天武天皇の父」が宗像から朝倉へ移るのは「661年」である。高市皇子は宗像で生まれている。

□「壬申の乱」の時、「高市皇子」は「18歳」である。

## 第6章 「柿本人麻呂」と「壬申の乱」

### 1 「柿本人麻呂」と「高市天皇」(1)

(1) 「高市天皇」の挽歌

「柿本人麻呂」は「高市天皇」の「挽歌」を詠っている。「万葉集」の「199番」である。

○高市皇子尊の城上の殯宮の時、柿本朝臣人麿の作る歌  
一首

(第1段)

かけまくも ゆゆしきかも 言はまくも あやに畏  
(かしこ)き 明日香の 真神の原に ひさかたの  
天つ御門(みかど)を かしこくも 定めたまひて  
神さぶと 磐隠(いわがく)ります

(第2段)

やすみしし わご大君の きこしめす 背面(そとも)  
の国の 真木立つ 不破山越えて 高麗劍 和麿(わ  
ざみ)が原の 行宮(かりみや)に 天降り座(いま)  
して 天の下 治め給ひ 食(お)す国を 定めたま  
ふと 鶏(とり)が鳴く 吾妻の国の 御軍士(みい  
くさ)を 召し給ひて ちはやぶる 人を和(やは)  
せと 服従(まつろ)わぬ 国を治(おさ)めと 皇  
子(みこ)ながら 任(ま)け給へば 大御身(おお  
みみ)に 太刀取り帯(お)ばし 大御手に 弓取り  
持たし 御軍士を あどもひたまひ 斎(ととの)ふ  
る 鼓の音は 雷の 聲(おと)と聞くまで 吹き響  
(な)せる 小角(くだ)の音も 敵(あた)見たる  
虎か吼(ほ)ゆると 諸人(もろひと)の おびゆる  
までに 捧げたる 幡(はた)の靡(なびき)は 冬  
ごもり 春さり来れば 野(の)ごとに 着(つ)きてある  
火の 風の共(むた) 靡(なび)くがごとく 取り持  
てる 弓弭(ゆはず)の 騒(さわ)き み雪降る 冬  
の林に 颯風(つむじ)かも い巻き渡ると 思ふま

で 聞きの恐(かしこ)く 引き放つ 矢の繁(しげ)

けく 大雪の 乱れて来たれ 服従(まつろ)はず  
立ち向ひしも 露霜の 消(け)なば消ぬべく 行く  
鳥の あらそふ間(はし)に 渡会の 齋(いつき)  
の宮ゆ 神風に い吹き惑はし 天雲を 日の目も見  
せず 常闇(とこやみ)に 覆ひ給ひて 定めてし

(第3段)

瑞穂(みずほ)の国を 神ながら 大敷きまして や  
すみしし わご大王の 天の下 申し給へば 萬代  
(よろづよ)に 然しもあらむと 木綿(ゆふ)花の  
栄える時に わご大王 皇子(みこ)の御門(みかど)  
を 神宮(かみみや)に 装ひまつりて 使はしし  
御門の人も 白栲(しろたへ)の 麻衣(あさごろも)  
着(き) 埴安の 御門の原に 茜さす 日のことごと  
と 鹿(しし)じもの い匍(は)ひ伏しつ つぬば  
たまの 夕(ゆうべ)になれば 大殿を ふり放(さ)  
け見つつ 鶉(うづら)なす い匍(は)ひもとほり  
侍(さもら)へど 侍ひ得ねば 春鳥の さまよひぬ  
れば 嘆きも いまだ過ぎぬに 憶(おも)ひも い  
まだ盡きねば 言さへく 百濟の原ゆ 神葬(はぶ)  
り 葬りいまして 麻喪よし 城上(きのへ)の宮を  
常宮(とこみや)と 高くまつりて 神ながら 鎮(し  
づ)まりましぬ

(第4段)

然れども わご大王の 萬代（よろづよ）と 思ほし  
めして 作らしし 香具山の宮 萬代（よろづよ）に  
過ぎむと思へや 天の如ふり放（さ）け見つつ 玉襷  
（たまたすき） かけて偲ばむ 恐（かしこ）かれども

『万葉集』卷二（199番）

（注）「第n段」は筆者が挿入

## (2) 「柿本人麻呂」と「天武天皇」

（第1段）では「天武天皇」を称えている。

「かけまくも ゆゆしきかも 言はまくも あやに畏（か  
しこ）き」と詠っている。

岩波書店の『万葉集』の頭注では次のように要約している。

心にかけて思うことも慎むべく、口に言うこともまこ  
とに恐れ多い、……（後略）

岩波書店『万葉集』の頭注

「天武天皇」は「柿本人麻呂」にとつては「雲上人」、あ  
るいは「神」のような存在であったことがわかる。

「天武天皇」は「柿本人麻呂」が生存中に死去したので  
あろう。「神さぶと 磐隠（いわがく）ります」と詠って  
いる。

□「天武天皇」は「柿本人麻呂」にとつては「雲上人」、  
あるいは「神」のような存在である。

## 2 「柿本人麻呂」と「高市天皇」(2)

### (1) 最長、最高の挽歌

『万葉集』「199番」は『万葉集』の中でも「最長」「最  
高」の傑作である。

「柿本人麻呂」は「高市天皇」が死去した時、「最長」で、  
「最高」の挽歌を作っている。

「柿本人麻呂」にとつて、「高市天皇」は最も「敬愛」す  
る人物であり、また「最も親しい」仲だったのであろう。  
そのため詠うことが多くて「最長の挽歌」になったのであ  
ろう。

□「高市天皇」と「柿本人麻呂」は「最も親しい仲」で  
あったと思われる。

■そして「柿本人麻呂」は「高市天皇」を大変尊敬し  
ていたと思われる。

(2) 「柿本人麻呂」と「壬申の乱」

(第2段) からは「高市皇子」について詠っている。

その最初は「壬申の乱」である。「高市皇子」が「壬申の乱」で如何に活躍したかを詳細に詠っている。

皇子(みこ)ながら 任(ま) け給へば 大御身(お  
おみみ)に 太刀取り帯(お) ばし 大御手に 弓取  
り持たし 御軍士を あどもひたまひ 斎(ととの)  
ふる

『万葉集』「199番」

これは『日本書紀』の記述と同じである。

(高市)皇子、臂(ひじ)を攘(はら)い案劍して  
(劍のつかに手を置いて) 奏して言う、「近江の群臣、  
多いと雖も、何ぞ敢えて天皇の靈に逆らうや。天皇独  
りと雖も、臣高市、神祇の靈を頼みて、天皇の命を請  
う。諸將を引率して征伐せむ。豈距(ふせぐ)こと有  
らむや」という。爰(ここ)に天皇、誉めて、手を携  
(と)りて背を撫(な)でて曰く、「慎め、怠るべか  
らず」という。因りて鞍馬を賜いて、悉く軍事を授け  
たまう。

『日本書紀』

「199番」の描写は「柿本人麻呂」のオリジナルであ

る。他の資料を参考にして書いたのではない。

『日本書紀』は「720年」に成立した『日本紀』を改竄したものである。したがって『日本書紀』に記述されている内容はすべて「720年」以降のものである。

一方、「高市天皇」が崩御するのは「696年」である。「199番」の「挽歌」はその直後に作られている。

『日本紀』はまだ執筆中である。

「柿本人麻呂」がこの「挽歌」を作るときは参考にする記録などはない。

「199番」の「壬申の乱」の描写は「柿本人麻呂」が実際に見た情景である。

□「柿本人麻呂」は「壬申の乱」を体験している。(佃説)

■「壬申の乱」の時、「柿本人麻呂」は「高市皇子」と共に戦っている。

■『日本書紀』の記述と一致するのはどちらも「史実」を伝えているからである。

□「壬申の乱」の時、「柿本人麻呂」は常に「天武天皇」

「高市皇子」の傍に居る。(佃説)

■そのため、このような詳細な描写をすることができたのである。

## 第7章 「柿本人麻呂」

### 1 「柿本人麻呂」の年齢

#### (1) 「柿本人麻呂」の死亡時の年齢

「柿本人麻呂」は「707年」頃、死去したと思われる  
(前述)。

この時の年齢を「50歳」としてみよう。

「672年」の「壬申の乱」の時は「35歳」になる。

「高市皇子」は「18歳」である。

「柿本人麻呂」と「高市皇子」が親しい仲であったとすると「年齢」が離れすぎているように思われる。

#### (2) 「壬申の乱」の時の「高市皇子」と「柿本人麻呂」

「672年」の「壬申の乱」の時、「高市皇子」は「18歳」、  
「柿本人麻呂」は「20代後半」であろう。

二人とも若い。そのため気も合っていたのであろう。

「高市皇子」は「天武王権」の皇子である。「14年」後の  
「686年」には「天武天皇」は「高市皇子」に譲位して  
いる。

「686年」に「高市皇子」は即位して「天皇」になる。  
「32歳」である(前述)。

「柿本人麻呂」は「約10歳」年上である。

「686年」の時、「柿本人麻呂」は「42歳」前後であろう。



(3) 「柿本人麻呂」の死亡時の年齢

「柿本人麻呂」は「707年」頃に死去したと思われる。「686年」の時、「42歳」前後と考えられるので、死亡時の「707年」頃は「63歳」頃になる。

□「柿本人麻呂」は「707年」頃、「63歳」くらいで死去している。(佃説)

2 「柿本人麻呂」の系譜

(1) 「柿本人麻呂」の生涯(佃説)

「柿本人麻呂」は「707年」頃、「63歳」で死去したと考えられる。

「柿本人麻呂」が誕生するのは「644年」頃である。

□「柿本人麻呂」の生涯

- 「644年」頃、誕生
  - 「672年」の「壬申の乱」
  - 「696年」「高市天皇」の崩御
  - 「707年」「柿本人麻呂」の死去
- 1才  
28才  
52才  
63才

(2) 「柿本人麻呂」の父

「柿本人麻呂」は「阿毎王権」の「天皇」の子孫である。

「柿本人麻呂」が生まれるのは「644年」頃である。

「阿毎王権」では「十六世孫物部耳連公」が最後の「天皇」であり、「627年」に「阿毎王権」は終わる。

「柿本人麻呂」は「阿毎王権」の「天皇」の子孫であるから「十六世孫物部耳連公」の子孫である。

「十六世孫物部耳連公」の在位は「611年」～「627年」である。在位は「16年」である。

「柿本人麻呂」が生まれるのは「644年」頃であるから「十六世孫物部耳連公」は「644年」～「627年」17年「もさらに生きていなければならなくなる。

これは無理であろう。「柿本人麻呂」の父は「十六世孫物部耳連公」の子であろう。

□「柿本人麻呂」は「十六世孫物部耳連公」の孫である。

(佃説)

■「十六世孫物部耳連公」は「十五世物部大人連公」の子である。

■「十五世物部大人連公」は「押坂彦人大兄」であり、「多利思比孤」である。「古事記」は二人の名前を重ねて「天押帯日子命」としている。

■「柿本人麻呂」は「十五世物部大人連公(押坂彦人大兄、多利思比孤)」の曾孫である。

### (3) 「柿本人麻呂」の官位

『新版世界人名辞典』（東京堂出版）では、「柿本人麻呂」は「おそらく下級官僚として中央に仕え、時には国司の任をおびて地方に使い」と記す。

しかし「柿本人麻呂」は「十六世孫物部耳連公」（阿每王権の天皇）の孫である。「壬申の乱」でも「高市皇子」と共に戦い、「高市天皇」になってからも親しい仲である。その証拠に「高市天皇」が崩御した時、「最長、最高」の挽歌を作っている。

「柿本人麻呂」は「天武王権」から高い位を与えられていたであろう。

『古今和歌集』「仮名序」に「おほきみつのくらい かきのもとの人丸なむ、うたのひじりなりける」とある。「おほきみつのくらい」は「正三位」である。

これが「柿本人麻呂」の位であろう。

□ 「柿本人麻呂」の位は「正三位」である。

■ 「下級官僚」などではない。

■ 「阿每王権」の天皇の直系である。

■ 常に「天武天皇」「高市皇子」の傍に居た。

○ 天智天皇の娘「持統天皇」は「696年」に即位すると、「上宮王権」を再興して「天智王権」を樹立する。  
■ 「天武王権」の「柿本人麻呂」は冷遇される。下級

官僚になる。

■ 「柿本人麻呂」の系譜も消された。そのため何も残っていないであろう。

### おわりに

『隋書』「倭国伝」を読み、「阿每王権」について研究していたから「柿本人麻呂」の出自を究明することができた。「696年」の持統天皇の即位により、「天武王権」はひどい仕打ちを受けていることが今回の研究でも明らかになった。「柿本人麻呂の出自」は「天智王権」によって完全に消されたのであろう。そのため今まで誰も究明することができなかったのである。

○ 佃 收 著

早わかり「日本通史」（概要編）  
『新「日本の古代史」』（佃説）

## 【参考文献】

### ○佃 收 著

- ・ 古代史の提言①『新「日本の古代史」(上)』  
(次の号を収録) 33号、36号、39号、45号、46号、47号、  
48号、49号、55号、56号、59号、60号、61号
- ・ 古代史の提言②『新「日本の古代史」(中)』  
(次の号を収録) 53号、54号、62号、63号、64号、65号  
(2)、66号(2)
- ・ 古代史の提言③『新「日本の古代史」(下)』  
(次の号を収録) 50号、57号、58号、59号、65号(1)、  
66号(1)、67号(2)、68号、69号(1)、69号(2)、  
70号(1)、70号(2)

### ○佃 收 著

- ・ 古代史の復元①『倭人のルーツと渤海沿岸』
- ・ 古代史の復元②『伊都国と渡来邪馬壹国』
- ・ 古代史の復元③『神武・崇神と初期ヤマト王権』
- ・ 古代史の復元④『四世紀の北部九州と近畿』
- ・ 古代史の復元⑤『倭の五王と磐井の乱』
- ・ 古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』
- ・ 古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』
- ・ 古代史の復元⑧『天武天皇と大寺の移築』

(注) これらの著書は、出版者が廃業したため一般の書店では販売しておりません。「購入方法」等については次の「ホームページ」をご覧ください。

■なお、「古代史の提言」シリーズ、「古代史の復元」シリーズは「ホームページ」で公開しています。

○ホームページ

・ [tsukudaosamu.com](http://tsukudaosamu.com)